

改正

平成29年3月21日条例第3号

令和3年6月22日条例第13号

令和6年3月21日条例第2号

令和7年3月19日条例第5号

紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び町の執行機関が行う特定個人番号利用事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 町の執行機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であつて当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の規定による特定個人情報の提供は、町の執行機関が、他の執行機関（当該町の執行機関以外の町の執行機関をいう。以下この条において同じ。）に対し、特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を求めた場合において、当該他の執行機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

附 則（平成29年3月21日条例第3号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年5月30日）から施行する。

附 則（令和3年6月22日条例第13号）

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和6年3月21日条例第2号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部

を改正する法律（令和５年法律第48号）の施行の日から施行する。

附 則（令和７年３月19日条例第５号）

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

執行機関	事務
町長	紀北町福祉医療費の助成に関する条例（平成17年紀北町条例第78号）による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第２（第４条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
町長	紀北町福祉医療費の助成に関する条例による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(１) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (２) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (３) 住民票関係情報であって規則で定めるもの